



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

- *12 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課)..... 1
- *13 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 3

訓 令

和歌山県訓令第12号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程 (昭和62年和歌山県訓令第8号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「副知事」を「副知事、理事」に、同条第4号中「部長」を「理事、部長」に改める。

第3条第1項第2号中「部長」を「理事、部長」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 理事は、次の各号に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 理事の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。
- (2) 理事の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び介護時間を除く。) の承認等に関すること。
- (3) 理事に係る地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) に関する次のこと。
 - ア 部分休業の承認 (第19条第1項)
 - イ 部分休業の取消し (第19条第3項)
- (4) 理事に係る週休日の振替に関すること。
- (5) 理事の管理職員特別勤務の確認等に関すること。

第4条中「副知事」を「副知事、理事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄9中「 (平成3年法律第110号) 」を削り、同欄17に次のように加える。

- (4) 歳入の徴収又は収納の委託 (第158条第1項、第158条の2第1項)

別表第1部長専決事項の欄21を同欄22とし、同欄20を同欄21とし、同欄19の次に次のように加える。

20 和歌山県物品管理等事務規程 (昭和39年和歌山県訓令第20号) に関する次のこと。

- (1) 見積価格300万円以上500万円未満の物品の寄附又は無償譲渡の受入れに関すること。 (第10条)
- (2) 評価額300万円以上500万円未満の物品の譲渡に関すること。 (第36条)

別表第1部長専決事項の欄に次のように加える。

23 地方自治法に関する次のこと。

- (1) 指定代理納付者の指定 (第231条の2第6項)

別表第1局長専決事項の欄33を削り、同欄34を同欄33とし、同欄35から40までを同欄34から39までとし、同欄39の次に次のように加える。

40 和歌山県物品管理等事務規程に関する次のこと。

- (1) 見積価格300万円未満の物品の寄附又は無償譲渡の受入れに関すること。(第10条)
- (2) 物品の貸付けに関すること。(第20条)
- (3) 評価額300万円未満の物品の譲渡に関すること。(第36条)

別表第1局長専決事項の欄41を削り、同欄42を同欄41とし、同欄43から45までを同欄42から44までとし、同表課長専決事項の欄43を次のように改める。

43 和歌山県物品管理等事務規程に関する次のこと。

- (1) 貸付期間が1月以内である物品の貸付けに関すること。(第20条)
- (2) 不用物品の処分に関すること。(第34条)

別表第1課長専決事項の欄44を削り、同欄45を同欄44とし、同欄46を同欄45とし、同欄47を同欄46とする。

別表第2総務部の表税務課の項局長専決事項の欄1(3)中「第22条の18第2項」を「第22条の18第2項」に改め、同表税務課の項課長専決事項の欄2(1)中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、別表第2企画部の表移住定住推進課の項局長専決事項の欄1中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改め、別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項部長専決事項の欄2(4)中「及び特定事業の停止命令」を削り、同項課長専決事項の欄2を次のように改める。

2 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。

- (1) 産業廃棄物の保管の届出の受理(第7条)
- (2) 産業廃棄物の保管の変更の届出の受理(第9条第1項、第2項)
- (3) 産業廃棄物の保管の廃止の届出の受理(第10条)
- (4) 産業廃棄物の保管を行う者に対する勧告内容の公表(第13条第2項)
- (5) 土地所有者等に対する勧告内容の公表(第14条第2項)
- (6) 特定事業の軽微な変更の届出の受理(第25条)
- (7) 特定事業に係る土砂等の埋立て等の着手の報告の受理(第28条)
- (8) 水質検査等の結果の報告の受理(第30条第2項の規定による検査に係るものに限る。)(第30条第3項)
- (9) 土壌基準に適合しない土砂等又は水質基準に適合しない浸透水が確認されたときの報告の受理(第30条第4項)
- (10) 検査の実施の要求(第30条第5項)
- (11) 特定事業の完了等の届出の受理(第32条第1項、第2項、第8項)
- (12) 特定事業の完了に係る確認結果の通知(第32条第5項)
- (13) 特定事業の廃止及び休止に係る確認結果の通知(第32条第6項)
- (14) 特定事業の承継の届出の受理(第33条第2項)
- (15) 報告の徴収(第38条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄3(9)中「第18条の16」を「第18条の18」に改め、同欄3(10)中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同欄3(11)中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同欄3(12)中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同欄3(13)中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同項課長専決事項の欄3(1)中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に改め、同表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄2中「食品衛生管理認定」を「生鮮食品衛生管理認証」に改め、同項局長専決事項の欄に次のように加える。

14 食品衛生法第51条第1項に規定する公衆衛生上必要な措置の実施状況の検査に関すること。

別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄1(3)中「第9条」を「第13項」に改め、同項課長専決事項の欄に次のように加える。

9 薬剤師法(昭和35年法律第146号)に係る免許関係書類の受理及び進達に関すること。

別表第2商工観光労働部の表企業振興課の項部長専決事項の欄1を削り、同項局長専決事項の欄1(1)中「第9条第3項、第10条第2項」を「第14条第3項、第15条」に改め、同欄1(2)中「第34条第1項、第3項、第4項」を「第64条第2項、第7項」に改め、同欄1(3)中「第35条」を「第65条第2項」に改め、同欄2(1)中「第4条第1項」を「第10条第1項」に改め、別表第2農林水産部の表農業環境・鳥獣害対策室の項局長専決事項の欄1中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項課長専決事項の欄1中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表林業振興課の項部長専決事項の欄1に次のように加える。

(2) 共有不確知森林に係る裁定(第10条の12の5)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄1(4)を削り、同欄1(5)を同欄1(4)とし、同項課長専決事項の欄1(1)中「(森林施業計画)」を削り、同欄11中「の運用に規定する」を「及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)に基づく」に改め、同欄に次のように加える。

13 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に関する次のこと。

(1) 木材安定供給確保事業に関する計画の認定(第4条)

(2) 木材安定供給確保事業に関する計画の変更認定及び認定取消し(第5条)

別表第2農林水産部の表水産振興課の項課長専決事項の欄2を次のように改める。

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に関する次のこと。

(1) 輸出証明書の発行(第15条第2項)

(2) 適合施設の認定等(第17条第2項、第4項、第5項、第6項(第38条第6項において準用する場合を含む。))

(3) 輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等(第38条第2項、第5項)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄3に次のように加える。

(2) 試験研究等のための特定水産動植物の採捕の許可(第42条)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄8を削り、同欄9を同欄8とし、同欄10を同欄9とし、同欄11を同欄10とし、同項課長専決事項の欄に次のように加える。

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと。

(1) 輸出証明書の発行(第15条第2項)

(2) 適合区域の指定等(第16条第2項から第5項まで)

(3) 適合施設の認定等(第17条第2項、第4項、第5項、第6項(第38条第6項において準用する場合を含む。))

(4) 輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等(第38条第2項、第5項)

別表第2県土整備部の表技術調査課の項局長専決事項の欄1(10)を同欄1(12)とし、同欄1(5)から同欄1(9)までを同欄1(7)から同欄1(11)までとし、同欄1(4)中「第29条第5号及び第6号」を「第29条第1項第7号及び第8号」に改め、同欄1(4)を同欄1(6)とし、同欄1(3)を同欄1(5)とし、同欄1(2)を同欄1(4)とし、同欄1(1)の次に次のように加える。

(2) 建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可(第17条の2)

(3) 建設業の相続の認可(第17条の3)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄11(6)中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。				(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者
略				略			
産業技術 専門学校	略	略	学院長の指 名する職員	産業技術 専門学校	略	略	
略				略			
2～5 略				2～5 略			
別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項				別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項			
専決者	専決事項			専決者	専決事項		
地方機関の長 (かい以外の地方機関の長にあつては第1項から第14項までに掲げる事項に限る。)	1～21 略 22 <u>和歌山県物品管理等事務規程 (昭和39年和歌山県訓令第20号) に関する次のこと。</u> (1) <u>自家生産品の受入れに関する</u> <u>こと。(第9条)</u> (2) <u>見積価格300万円未満の物品の寄附又は無償譲渡の受入れに関する</u> <u>こと。(第10条)</u> (3) <u>貸付期間が1月以内である物品の貸付けに関する</u> <u>こと。(第20条)</u> (4) <u>自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供すること。(第32条)</u> (5) <u>不用品の売却等の処分に関する</u> <u>こと。(第33条)</u> (6) <u>評価額300万円未満の物品の譲渡に関する</u> <u>こと。(第36条)</u>			地方機関の長 (かい以外の地方機関の長にあつては第1項から第14項までに掲げる事項に限る。)	1～21 略 22 <u>自家生産品の受入に関する</u> <u>こと。</u> 23 <u>見積価格300万円未満の物品の寄附又は無償譲渡を受ける</u> <u>こと。</u> 24 <u>貸付期間が1月以内である物品の貸付けに関する</u> <u>こと。</u> 25 <u>貸付物品をその目的に従い貸し付ける</u> <u>こと。</u> 26 <u>自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供すること。</u>		

23～25 略

27 漁獲物等で直ちに処分しなければ腐敗又は変質のおそれのあるものの売却等の処分に関する <u>こと。</u>
28 <u>不用品の売却等の処分に関すること。</u>
29～31 略

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
東京事務所長	1 略
略	
保健所長	1～4 略 5 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>特定事業に使用された土砂等の量の報告の受理(第29条)</u> (5) <u>水質検査等の報告(第30条第1項の規定による検査に係るものに限る。)の受理(第30条第3項)</u> 6～11 略
略	
高等看護学院長	1 略 2 保健師助産師看護師法施行令(昭和26年政令第386号)に関する次のこと。 (1) <u>看護師等養成所の変更申請(第13条第1項)</u> (2) <u>看護師等養成所の変更届出(第13条第2項)</u> (3) <u>看護師等養成所の指定取消しの申請(第17条)</u> 3 略
なぎ看護学校長	1 略 2 保健師助産師看護師法施行令に関する次のこと。 (1) <u>看護師等養成所の変更申請(第13条第1項)</u> (2) <u>看護師等養成所の変更届出(第13条第2項)</u> (3) <u>看護師等養成所の指定取消しの申請(第17条)</u> 3 略
略	

備考 略

別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項
(1) 共通専決事項

専決者	専決事項

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
東京事務所長	1 略 2 <u>職員の通勤手当の確認及び決定に関すること。</u>
略	
保健所長	1～4 略 5 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。 (1)～(3) 略 6～11 略
略	
高等看護学院長	1 略 2 保健師助産師看護師法施行令(昭和26年政令第386号)に関する次のこと。 (1) <u>看護師等養成所の変更申請の受理(第13条第1項)</u> (2) <u>看護師等養成所の変更届出の受理(第13条第2項)</u> (3) <u>看護師等養成所の指定取消しの申請書の受理(第17条)</u> 3 略
なぎ看護学校長	1 略 2 保健師助産師看護師法施行令に関する次のこと。 (1) <u>看護師等養成所の変更申請の受理(第13条第1項)</u> (2) <u>看護師等養成所の変更届出の受理(第13条第2項)</u> (3) <u>看護師等養成所の指定取消しの申請書の受理(第17条)</u> 3 略
略	

備考 略

別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項
(1) 共通専決事項

専決者	専決事項

振興局長	<p>1～19 略</p> <p>20 <u>和歌山県物品管理等事務規程に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>見積価格300万円以上500万円未満の物品の寄附又は無償譲渡の受入れに関すること。(第10条)</u></p> <p>(2) <u>評価額300万円以上500万円未満の物品の譲渡に関すること。(第36条)</u></p> <p>21～23 略</p>	振興局長	<p>1～19 略</p> <p>20～22 略</p>
部長	<p>1～21 略</p> <p>22 <u>工事等のうち設計額又は見積額1億円未満のもの</u>の起工及びその変更(変更後の設計額又は見積額が1億円以上となる場合を除く。)に関する<u>こと。(海草振興局建設部海南工事事務所長の専決事項として定めているものを除く。23から26までにおいて同じ。)</u></p> <p>23～33 略</p> <p>34 <u>和歌山県物品管理等事務規程に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>自家生産品の受入れに関すること。(第9条)</u></p> <p>(2) <u>見積価格300万円未満の物品の寄附又は無償譲渡の受入れに関すること。(第10条)</u></p> <p>(3) <u>貸付期間が1月以内である物品の貸付けに関すること。(第20条)</u></p> <p>(4) <u>自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供すること。(第32条)</u></p> <p>(5) <u>不用品の売却等の処分に関すること。(第33条)</u></p> <p>(6) <u>評価額300万円未満の物品の譲渡に関すること。(第36条)</u></p> <p>35～37 略</p>	部長	<p>1～21 略</p> <p>22 <u>工事等のうち設計額又は見積額1億円未満のもの</u>の起工及びその変更(変更後の設計額又は見積額が1億円以上となる場合を除く。)に関する<u>こと。(海草振興局建設部海南工事事務所長の専決事項として定めているものを除く。21、22及び24において同じ。)</u></p> <p>23～33 略</p> <p>34 <u>自家生産品の受入れに関すること。</u></p> <p>35 <u>見積価格300万円未満の物品の寄附又は無償譲渡を受けること。</u></p> <p>36 <u>貸付期間が1月以内である物品の貸付けに関すること。</u></p> <p>37 <u>貸付物品をその目的に従い貸し付けること。</u></p> <p>38 <u>自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供すること。</u></p> <p>39 <u>漁獲物等で直ちに処分しなければ腐敗又は変質のおそれのあるものの売却等の処分に関すること。</u></p> <p>40 <u>不用品の売却等の処分に関すること。</u></p> <p>41～43 略</p>
地域振興部長	<p>1～11 略</p>	地域振興部長	<p>1 <u>職員(県税事務所の職員を含む。)の通勤手当の確認及び決定に関すること。</u></p> <p>2～12 略</p>
略	略	略	略
農林水産振興部長	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>農薬取締法(昭和23年法律第82号)に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>農薬の販売者の届出の受理(第17条)</u></p>	農林水産振興部長	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>農薬取締法(昭和23年法律第82号)に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>農薬販売業者の届出の受理(第8条)</u></p>

	<p>(2) 立入検査及び農薬等の集取 (第29条)</p> <p>5 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号) に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～25 略</p> <p>26 森林法 (昭和26年法律第249号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林経営計画の認定 (第19条第1項第1号に掲げる場合に限る。(3)から(7)までにおいて同じ。)(第11条第5項)</p> <p>(3) 森林経営計画の変更の認定 (第12条第3項)</p> <p>(4) 森林経営計画を変更すべき旨の通知 (第13条)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 森林経営計画の認定の取消し (第16条)</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>27～68 略</p> <p>69 森林情報活用促進事業の補助金の交付に関すること。</p> <p>70～75 略</p> <p>76 紀州材の家づくり協力店登録制度に関する次のこと。</p> <p>(1) 協力店の登録</p> <p>(2) 登録証の交付</p> <p>(3) 登録の更新</p> <p>(4) 登録の変更</p> <p>(5) 協力店登録証の再交付</p> <p>(6) 登録の取消し</p> <p>77～79 略</p>
--	--

建設部長

1～8 略
9 国有財産法 (昭和23年法律第73号) に関する次のこと。
(1) 行政財産の使用又は収益の許可 (1件500立方メートル以上の土石 (砂を含む。) の採取を除く。)(第18条第6項)
10 国有財産法第18条第6項の規定による許可条件のうち工事期間又は採取期間の変更に関すること。
11～50 略
51 和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) に関する次のこと (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものを除く。)
(1)～(5) 略
(6) 緊急連絡人の連署を必要としないこととの決定 (第12条第3項、第14条第3項、第47条)
(7)～(18) 略
52～67 略

略

備考 略
(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
-----	------

	<p>(2) 立入検査及び農薬等の集取 (第13条)</p> <p>5 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～25 略</p> <p>26 森林法 (昭和26年法律第249号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林経営計画 (森林施業計画) の認定 (第19条第1項第1号に掲げる場合に限る。(3)から(7)までにおいて同じ。)(第11条第5項)</p> <p>(3) 森林経営計画 (森林施業計画) の変更の認定 (第12条第3項)</p> <p>(4) 森林経営計画 (森林施業計画) を変更すべき旨の通知 (第13条)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 森林経営計画 (森林施業計画) の認定の取消し (第16条)</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>27～68 略</p> <p>69 市町村森林所有者情報整備事業の補助金の交付に関すること。</p> <p>70～75 略</p> <p>76～78 略</p>
--	---

建設部長

1～8 略
9 国有財産法 (昭和23年法律第73号) に関する次のこと。
(1) 行政財産の使用又は収益の許可 (1件500立方メートル以上の土石 (砂を含む。) の採取を除く。)(第18条第3項)
10 国有財産法第18条第3項の規定による許可条件のうち工事期間又は採取期間の変更に関すること。
11～50 略
51 和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) に関する次のこと (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものを除く。)
(1)～(5) 略
(6) 連帯保証人の連署を必要としないこととの決定 (第12条第3項、第14条第3項、第47条)
(7)～(18) 略
52～67 略

略

備考 略
(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
-----	------

略	略
海草振興局建設部海南工事事務所長	1～9 略 10 工事等のうち設計額又は見積額5,000万円未満のもの指名競争入札の参加者(随意契約による場合によっては見積者)の決定に関すること。 11～17 略
略	

備考 略

略	略
海草振興局建設部海南工事事務所長	1～9 略 10～16 略
略	

備考 略

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。